

「外国人向け『神戸で働くための情報ウェブサイト』作成業務」  
仕様書

令和 2 年 3 月 19 日

神戸市経済観光局経済政策課  
(神戸市海外ビジネスセンター)

## 1 募集趣旨

日本国内及び海外に居住する外国人向けの情報（就労情報・生活情報・神戸の魅力等）を広く発信し、より多くの外国人が神戸で就労して定着することをイメージしてもらえよう専用のウェブサイトを開発する。

実施にあたっては、情報発信における工夫、構成方針、技術要件を総合的に審査するプロポーザル方式により契約の相手方を選定する。

## 2 期間

契約日より令和3年3月31日（但しウェブサイト公開予定日は令和2年9月1日とする）

## 3 主なターゲット

- (1) 日本の大学、専修学校、日本語学校等に通り、日本国内での就労を考える外国人留学生
- (2) 日本国内で既に就労している外国人で神戸での就労を考える外国人
- (3) 日本への就労を考える海外在住の外国人

## 4 業務内容

業務の実施にあたっては企画提案内容に基づき、以下の内容を満たすこと。

また、ウェブサイト全体を通して、神戸市から指示する構築項目等に沿って作成を行うこと。

### (1) ウェブサイト構築業務

#### ① トップページ

就労先また生活の場として神戸市の魅力が伝わるように、画像を用いた印象に残るデザインを提案すること。

※既成の枠にとらわれない、外国人の若者を惹きつける独創的・斬新的なデザインを期待

#### ② レイアウト

適切な図や写真の使用及び利用者が目的の情報に容易にたどり着けるよう整理されたレイアウトとするなど、使いやすさを最重視したうえで、利用者が楽しさを感じ、印象に残るような工夫をすること。また、各コンテンツのデザインには統一性を持たせること。

#### ③ 機能およびコンテンツ

- ・ 多言語対応（英語・日本語）

※英語サイトについては、単純に日本語からの翻訳とすることなく、ネイティブ英語をベースとした作り込みとすること。また、Google 自動翻訳で英語サイトを構築しないこと。

※今後、言語の追加が容易に出来る仕様としておくこと。

- ・ レスポンシブ対応とし、PC 及びタブレット端末、スマートフォンなどマルチデバイスで閲覧可能な仕様とすること（フィーチャーフォンは除く）。

- ・ SNS については、Facebook 及び LinkedIn との連動は必須とし、その他に効果的な SNS

を提案すること。

- ・ 問い合わせフォーム

コンテンツについては、別紙「構築項目」をベースに必要な応じて独自の提案を行うこと。

- ・ 在留資格については、本サイトの重要項目であり、制度全体の説明を行った上で、技術・人文・国際業務、高度専門職、技能実習生、特定技能等の個別項目の説明については神戸市と協議の上、内容を定めること。
- ・ 神戸市職員等が主体となって作成、更新する企画ページ（ワードプレス等）

#### ④コンテンツ作成について

- ・ インタビューを受ける外国人は、国籍及び業種、企業規模、男女比ともに偏りなく行うものとする。また、適切な人材選定のため、神戸市及び委託事業者の双方のネットワークを活用することとし、委託契約締結後に協議を行うこと。なお、インタビュー時に神戸市職員が同席を希望した場合、委託事業者は了承すること。

- ・ 委託事業者は、外国人材に対するインタビューのボリューム（内容、文字数等）について提案を行うこと。

- ・ 外国人に対するインタビューについては、就労に関する内容のみならず、神戸での生活(休日の過ごし方等)に関する内容も必須とし、必要に応じて本人へ写真提供を依頼すること。

- ・ 国内における神戸市の概要等のコンテンツについては、原則として受託事業者が作成を行うこととする。但し、本市施策等の一部のコンテンツにおいては神戸市から提供されたものを使用するなど、神戸市の指示に従うこと。なお、資料提供を行うコンテンツや外部サイトへのリンクを行うコンテンツは別紙のとおりとする。

#### ⑤その他

- ・ 神戸で就労する外国人に対するインタビュー及びその企業へのインタビューは、インタビュー1件あたりの単価を明示すること。尚、インタビューを行う場所は、原則として外国人の勤務する企業本社又は勤務地であり、現地までの交通費は受託事業者負担とする。

- ・ ウェブサイトのタイトルは「(仮称) Work in KOBE(神戸で働こう!）」であるが、今後神戸市と協議の上決めること。

### (2) 技術的要件

- ① 受託者が SSL 証明書の取得、レンタルサーバ契約、ハードウェア、ソフトウェアの用意等を行うこと。

※ 新規ドメイン取得については、神戸市から総務省へ「lg.jp」のドメイン取得を行う。

※ 制作したウェブサイトについては、受託者との契約終了後も神戸市が指定するサーバへ移行できるものとする。また、契約変更やサーバ変更の事由などにより、ドメイン引継が生じた場合も、管理者移行出来るものとし、必要に応じて手続きを行うこととする。

- ② 神戸市職員がリアルタイムに、容易にページ作成や管理等を行え、かつワードプレスなど、汎用なコンテンツ管理システム（以下、「CMS」という。）を導入すること。

- ③ Facebook, LinkedIn 等のソーシャルネットワークへのシェアボタンを配置すること。

- ④ レスポンシブ対応とし、PC 及びタブレット端末、スマートフォンなどマルチデバイスで

閲覧可能な仕様とすること（フィーチャーフォンは除く）。

（留意事項）

ア) 作成の際、デザインに付随するもの（ロゴ、図、画像等）は受託者が用意すること。

なお、市章など神戸市が既に保有しているものは、神戸市から受託者に提供する。

イ) 受託者は、神戸市と適宜調整の上、編集会議を行うこと。

ウ) 掲載内容については確定事項ではないため、契約締結後、記載の内容・数量等については、内容変更及び数量の増減が予定される。

### （3）各種マニュアルの作成

開発マニュアル、システムマニュアル、初心者でもわかりやすい CMS の操作・更新マニュアルなどの各種資料を作成すること。

### （4）アクセス解析・検索エンジンからの集客

定期的なアクセス解析（アクセス国、時間等）および SEO 対策やリスティング広告等の検索エンジンからの集客を行うこと。また、Google Analytics によるアクセス統計分析を行うこと。

※一日のアクセス数等の基本情報は神戸市職員も閲覧できるようにすること。

### （5）検索機能

Google サイト内検索機能を設定すること。

### （6）運用保守

次年度以降のウェブサイト運用に係る費用を提案すること。

尚、当該費用は項目毎に記載し、少なくとも以下の3項目には分けること。

- ① 基本的な保守管理に係る費用（サーバー維持管理、セキュリティ対策、簡易な記事更新）
- ② SEO 対策やリスティング広告等の検索エンジンからの集客に係る費用
- ③ 就労外国人及びその企業へのインタビュー記事の新規作成（3件）に係る費用

## **5 業務内容協議**

ウェブサイトの制作にあたっては、神戸市の担当職員と十分協議を行い、業務内容上の不備を生じさせないよう留意すること。

## **6 提出資料企画提案書等**

### （1）企画提案に関する資料

- ① ウェブサイトのトップページデザイン
- ② 企画提案書

次に掲げる事項をすべて記載すること。

ア) 企業(団体)の概要

イ) 本事業に対する考え方

基本的な考え方・事業への理解

ウ) 類似業務実績

ウェブ制作や海外への情報発信等についての実績件数，実績を証明する資料，本事業における提案者のノウハウ等

エ) 業務の実施体制

※ 共同企業体で応募する場合は，各構成員の役割分担を明確に記載すること。

オ) 業務工程表

カ) ウェブサイトのロゴ

キ) デザイン・ウェブサイト構成案について

ウェブサイト構成・構造，各ページのデザイン，検索性(検索機能の設置場所・方法を明示すること)・ユーザビリティの向上，各情報への閲覧者の誘導方法

ク) 神戸市職員等が作成するページ（記事投稿等）

ケ) 神戸市職員がウェブサイトを更新する方法

コ) その他業務の実施方針と仕様書に基づく業務実施に係る提案内容

(2) 仮ウェブサイト（サンプルページ）※必須ではない

提案選考会の際に使用する，操作性を視覚的に示すための仮ウェブサイト等

(3) 見積書

① 見積書

次に掲げる事項をすべて記載すること。

ア) 見積年月日，事業者の名称，所在地，代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入し，代表者の印を押すこと。

イ) 項目ごとにそれぞれの業務における詳細な作業項目の内訳（数量・金額）を明記の上，それぞれの費用の額，及び総額，消費税及び地方消費税額，消費税及び地方消費税を含めた費用の総額。尚，ウェブサイト公開後も，契約期間中は保守管理を行うものとし，必要な費用も含めること。

② 次年度以降の保守運用費見積書

次に掲げる事項をすべて記載すること。

ア) 見積年月日，事業者の名称，所在地，代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入し，代表者の印を押すこと。

イ) 項目ごとにそれぞれの業務における詳細な作業項目の内訳（数量・金額）を明記の上，それぞれの費用の額，及び総額，消費税及び地方消費税額，消費税及び地方消費税を含めた費用の総額。

※ 提案したコンテンツを運用することを前提として算定すること。

※ システム使用料，サポート経費等，開発後必要となるランニングコスト全て含めること。

## 7 神戸市ホームページ作成基準の遵守

「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」等の神戸市のホームページ作成に関する各種規程並びに日本工業規格 JIS X8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス—第三部：ウェブコンテンツ」，総務省「みんなの公式サ

イト運用ガイドライン（2016年版）」を遵守すること。

また、「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」等の関係規程については、随時変更する可能性があるため、変更となった場合には、新たな基準を遵守すること。

※なお、全体のページの作成上、上記の遵守が困難な箇所がある場合は、受託者は神戸市と個別に協議すること。

## 8 セキュリティ対策

(1) IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が示す「ホームページサーバ等確認チェックリスト（第2版）」及び「ウェブアプリケーションのセキュリティ実装 チェックリスト」の項目全てについて対応し、セキュリティレベルが低減することのないよう継続的に取り組むこと。

※ IPA の「安全なウェブサイトの作り方 改定第7版」を参考にしてください。

(2) 神戸市の「神戸市情報セキュリティ基本方針」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」といった情報化関連規程等を遵守し、必要な対策を講じ続けるシステムとすること。また、個人情報保護を的確に行うシステムとすること。

(3) ウェブサイト全ページについて、SSL/TLS 暗号化処理を行うこと。

(4) 安全なプログラミングを行うとともに、公開前に十分なセキュリティテストを行うこと。

(5) システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。また、ウェブサイトへの負担を考慮した上でアクセスログを取得し、神戸市が要請した場合、直ちにアクセスログの提示が可能な機能を設けること。

(6) システムのリカバリに必要なデータのバックアップを各データの特性に応じて行うこと。作成したウェブサイトコンテンツファイル等関連データは、日次でバックアップを取得すること。各バックアップデータ、ジャーナル等により、障害直前のデータを復元できること。

(7) 管理サーバ及び管理者用端末に対し、ウイルス対策ソフトウェアを、ウェブサイト公開時及び公開後も、常に最新バージョンを適用すること。また、OS 及び CMS 等関連ソフトウェアに対しても、その修正（パッチ等）の最新バージョンを適用することにより、ソフトウェアに対する最新のセキュリティ対策を行うこと。何らかのリスクにより最新化対応を講じることができなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について本市に報告すること。

(8) 情報処理推進機構（IPA）や JPCERT コーディネーションセンター等から随時セキュリティ問題に係る情報を入手するとともに、当該ウェブサイトに関わる緊急度が高い問題の場合は直ちに神戸市に報告の上、当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かを協議すること。また、対応を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について報告すること。

(9) ウェブサイトは 24 時間 365 日運用であり、緊急を要する業務については、委託者から連絡の有無を問わず、受託者は誠意と責任を持って可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。また、緊急を要する場合について、平日以外や営業時間外についても連絡がとれるような体制を持つこと。

(10) 公開を一時的に停止する場合に備え、「只今、メンテナンス中」のアナウンスページを事前に準備すること。

(11) 不具合並びに不正アクセスの症状が見受けられた際には、直ちに神戸市へ連絡し、以下の手順に基づき対応すること。また、原因を調査の上、報告書を提出すること。

<改ざんの有無の検査を実施>

① 状況の確認

不具合並びに不正アクセスの症状が見受けられた際、若しくは、関係各署より通報が入った際には、優先的に下記の不正アクセスについての確認、調査を行い、契約後に策定する「緊急連絡体制」に基づき、速やかに対応についての協議を行うこと。

【確認内容】

- ・ 公開されているサイト情報の内容
- ・ サーバ内の不正なスクリプトの有無（HTML ファイル、JavaScript ファイル、PHP ファイル、CSS ファイル、Apache 等の.htaccess ファイル、ディレクトリの全て）の確認
- ・ サーバアクセスログ
- ・ サーバへの不正アクセスの有無（サーバ会社への確認）
- ・ 担当者コンピュータの確認

② サーバ上のデータ並びにシステムに不具合や改ざんが見受けられない場合

- ・ サーバ上のデータ並びにシステムに不具合や改ざんが見受けられない際には、優先的に調査、症状の起因分析等の状況確認をし、書面にて情報共有を行うこと。

③ 改ざんが見受けられた場合

- ・ ウェブサイトが明らかに改ざんされたと認識した場合、被害の拡大を防ぐために、ウェブサイトを一旦公開停止した上で、「只今、メンテナンス中」のページに表示を切り替え、原因の究明と対策後に正常なバックアップからの復元作業を実施しして再公開すること。

(12) 管理画面（CMS）へのアクセスに関して、管理画面へのログインには ID とパスワードによる制限を掛けると共に、事業者側での特定のグローバル IP アドレス指定によるアクセス制限等（神戸市のプロキシサーバのグローバル IP アドレスからのみ許可等）を実装し、不要なアクセスを防止すること。認証ページの設置や IP 制限等を施し、不正アクセス防止及び改ざん防止策を講じること。尚、本防止策は変動 IP アドレスでも対応可能なものとする。

## 9 著作権について

(1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権(著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。

(2) 本仕様書による業務により作成された有体物及び無体物（以下「成果物」という。）に係る著作権等は、神戸市に帰属、もしくは受託者は、神戸市に譲渡する。

(3) 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し著作権人格権を行使しない。

(4) 受託者は、神戸市の書面による承諾なくして成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。契約期間等の終了の後又はこの契約が解除された後においても同様とする。

## **10 成果物（納品物）**

(1) 下記の成果物を納めること。

- ・ 制作したウェブサイトのデータ一式
- ・ 各種マニュアル

※ その他、必要に応じ、成果物の元データ等、各種データを提出する場合がある。

※ 成果物の著作権（取得したドメイン含む）は、神戸市に帰属する。

(2) 受託者は神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から成果物の使用の差し止めまたは損害賠償を求められた場合、受託者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

## **11 サイト立ち上げ時のサポートについて**

受託者は、神戸市へ完成したウェブサイトの操作方法についてレクチャーを行い、新規ページの追加や更新等について説明を行うこと。また、サイトの公開（令和2年9月1日を予定）の際は、必要に応じて立会いの上、サポートを行うこと。

## **12 瑕疵担保責任**

本業務の運用開始後、業務の成果物に不備があり、神戸市が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し、回答すること。調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に神戸市の承諾を得てから着手し、修正結果等について報告すること。

## **13 その他の留意事項**

(1) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときはこの限りでない。

(2) 本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず本業務が終了となる場合には、受託者は神戸市の指示のもと、本業務終了日までに神戸市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴う



システム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

(3) 仕様書及び契約書に定めのない事項に関して、疑義が発生した場合は、神戸市と受託者において別途協議のうえ定めるものとする。

## 14 参考ウェブサイト

### (1) サイト構成

- ・ TOKYO しごと GUIDE-外国の方向け-  
(URL : <https://r-hataraku.jp/>)
- ・ 東京で働こう。TOKYO CAREER GUIDE  
(URL : <http://www.tdh.metro.tokyo.jp/>)

### (2) 神戸の情報

- ・ 神戸市役所  
(URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/>)
- ・ KOBE JOB PORT  
(URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/>)
- ・ 神戸公式観光サイト Feel KOBE  
(URL : <https://www.feel-kobe.jp/>)
- ・ 神戸国際協力交流センター  
(URL : <http://www.kicc.jp/>)
- ・ KOBE Living Guide  
(URL : <https://www.kicc.jp/ja/>)
- ・ INVEST IN KOBE  
(URL : <https://global.kobe-investment.jp/>)
- ・ 神戸市公式移住サイト KOBE live+work  
(URL : <http://kobeliveandwork.org/>)
- ・ Kobe International Students' "Kokko Kobe"  
(URL : <https://www.facebook.com/kokkokobe/>)
- ・ KOBE STUDY ABROAD ※近日公開予定

## 15 問い合わせ先

神戸市海外ビジネスセンター（経済観光局経済政策課）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 4階

TEL : 078-231-0222 FAX : 078-231-0256

MAIL : [asia-biz@office.city.kobe.lg.jp](mailto:asia-biz@office.city.kobe.lg.jp)

# 外国人向け「神戸で働くための情報ウェブサイト『Work in KOBE(神戸で働こう！)』」構築項目

項目	コンテンツ	構築イメージ
○新着情報		
○神戸市の紹介		
市長挨拶		神戸市より資料提供
概要	基本情報(人口、面積、在住外国人数等)	リンク対応可
	歴史	リンク対応可
	交通アクセス	リンク対応可
○就労情報	神戸の代表的企業の紹介(20社程度)	リンク対応可
	在留資格、給与、労働条件、通勤、求められる能力、ビジネススタイル(服装)、社会保障制度・税金、新卒者向け就活等	独自作成
	求人検索、求人登録	リンク対応可
	神戸市の外国人向け就労支援策	リンク対応可
○外国人へのインタビュー	15名(各1ページ)※採用企業のコメント付	個別取材
○生活環境	気候(気温・降水量等)	リンク対応可
	住宅	独自作成
	物件情報(不動産紹介サイト)	リンク対応可
	医療(病院、歯科、保健所等)、理美容店	リンク対応可
	通信	リンク対応可
	金融	リンク対応可
	国際学校	リンク対応可
	宗教施設	リンク対応可
	外国人コミュニティ	リンク対応可
	レストラン(各国料理店の紹介、ハラール対応等)	リンク対応可
	買物(輸入食品ストア含む)	リンク対応可
	観光	リンク対応可
	レクリエーション(スポーツ施設、登山等)	リンク対応可
	プロスポーツチーム(神戸市指定8チーム)	リンク対応可
○インドIT人材	神戸のIT企業紹介	個別取材
	外国人へのインタビュー※採用企業のコメント付	再掲(上記15名の内数)
	神戸のインド情報紹介(歴史、インドクラブ、レストラン等)	リンク対応可
○介護人材	神戸の介護施設紹介	個別取材
	外国人へのインタビュー※採用企業のコメント付	再掲(上記15名の内数)
	神戸の業界情報(施設数、外国人職員数等)	神戸市より資料提供
○外国人お役立ちリンク集	20件以上	リンク対応可